

第 127 期中間決算公告

平成 21 年 12 月 14 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間貸借対照表（平成 21 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	279,064	預 金	5,346,545
コ－ル口－ン	139,772	譲 渡 性 預 金	46,394
買入金銭債権	42,882	コ－ルマネ－	16,258
特定取引資産	27,402	債券貸借取引受入担保金	14,425
金銭の信託	907	特定取引負債	9,100
有価証券	1,418,539	借 用 金	559
貸出金	4,016,953	外 国 為 替	1,269
外国為替	15,879	そ の 他 負 債	63,513
その他資産	60,684	未 払 法 人 税 等	3,250
有形固定資産	32,012	リ－ス債務	814
無形固定資産	5,393	そ の 他 の 負 債	59,448
支払承諾見返	41,891	退職給付引当金	12,627
貸倒引当金	95,409	睡眠預金払戻損失引当金	255
投資損失引当金	650	偶発損失引当金	886
		繰延税金負債	2,213
		支 払 承 諾	41,891
		負債の部合計	5,555,941
		（純資産の部）	
		資 本 金	52,243
		資 本 剰 余 金	30,168
		資 本 準 備 金	29,609
		その他資本剰余金	559
		利 益 剰 余 金	290,014
		利 益 準 備 金	47,610
		その他利益剰余金	242,403
		固定資産圧縮積立金	828
		別 途 積 立 金	226,600
		繰越利益剰余金	14,975
		自 己 株 式	6,446
		株 主 資 本 合 計	365,979
		その他有価証券評価差額金	62,022
		繰延ヘッジ損益	1,314
		評価・換算差額等合計	63,336
		新 株 予 約 権	65
		純資産の部合計	429,381
資産の部合計	5,985,323	負債及び純資産の部合計	5,985,323

中間損益計算書 (平成 21 年 4 月 1 日から
平成 21 年 9 月 30 日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		62,846
資 金 運 用 収 益	48,284	
(うち貸出金利息)	(37,758)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,274)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	8,089	
特 定 取 引 収 益	303	
そ の 他 業 務 収 益	3,215	
そ の 他 経 常 収 益	<u>2,951</u>	
経 常 費 用		50,136
資 金 調 達 費 用	5,841	
(うち預金利息)	(4,893)	
役 務 取 引 等 費 用	3,003	
そ の 他 業 務 費 用	4,216	
営 業 経 費	31,643	
そ の 他 経 常 費 用	<u>5,431</u>	
経 常 利 益		12,709
特 別 利 益		32
特 別 損 失		<u>203</u>
税 引 前 中 間 純 利 益		12,538
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,317
法 人 税 等 調 整 額		<u>1,774</u>
法 人 税 等 合 計		<u>5,092</u>
中 間 純 利 益		<u>7,446</u>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	2年～50年
そ　　他	1年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用又は収益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額 総額 11,582 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,047 百万円、延滞債権額は 131,611 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が、相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 371 百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,792 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 196,823 百万円であります。
なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 29,032 百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 57,027 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金(その他の資産) 400 百万円
有価証券 296,563 百万円
担保資産に対応する債務
預金 32,756 百万円
コールマネー 中間期末残高はありません
売渡手形 中間期末残高はありません
債券貸借取引受入担保金 14,425 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 113,761 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 5 百万円、保証金は 900 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,172,521 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが 1,092,157 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 61,155 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 28,600 百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 817 円 46 銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,380 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 14 円 17 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 14 円 17 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	106,197	203,637	97,440
債券	923,897	933,164	9,267
国債	619,861	623,736	3,874
地方債	77,971	79,998	2,027
社債	226,065	229,429	3,364
その他	236,162	232,700	3,461
うち外国証券	213,987	213,146	840
合計	1,266,256	1,369,502	103,245

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,465 百万円(うち株式 447 百万円、その他 1,018 百万円)であります。

なお、中間期末日における時価が帳簿価額に対し 50%以上下落している銘柄すべてを減損処理しております。また、下落率が 30%以上 50%未満の場合は、中間期末日前 6 カ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成 21 年 9 月 30 日現在)

内 容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等	
子会社・子法人等株式	7,090
投資事業組合等出資金	4,492
その他有価証券	
非上場事業債	28,970
非上場株式	8,716

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	32,413 百万円
その他有価証券評価差額金	6,631
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,921
減価償却費	3,444
有価証券償却	2,866
繰延ヘッジ損益	1,190
未払事業税	288
その他	3,560
繰延税金資産小計	55,316
評価性引当額	2,649
繰延税金資産合計	52,667
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	47,855
退職給付信託設定益	2,985
繰延ヘッジ損益	2,076
その他	1,963
繰延税金負債合計	54,880
繰延税金負債の純額	2,213 百万円

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに関する注記事項については中間連結財務諸表に記載しているため記載を省略しております。

(単体自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 13.18%

信託財産残高表

(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	5 0	金 銭 信 託	3 2 1
信 託 受 益 権	2 2 9		
現 金 預 け 金	4 1		
合 計	3 2 1	合 計	3 2 1

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 百万円

3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 127 期中間決算公告

平成 21 年 12 月 14 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 11 社
会社名

八十二ビジネスサービス株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
八十二亜洲有限公司	八十二証券株式会社
やまびこ債権回収株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二ディーシーカード	八十二信用保証株式会社
八十二システム開発株式会社	八十二キャピタル株式会社
八十二オートリース株式会社	

当中間連結会計期間において八十二投資顧問株式会社を清算し、連結の範囲から除外しております。

非連結の子会社及び子法人等 11 社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

持分法適用の関連法人等 該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11 社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社

9 月末日 10 社

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	280,259	預 金	5,332,628
コールローン及び買入手形	139,772	譲 渡 性 預 金	45,694
買入金銭債権	42,882	コールマネー及び売渡手形	16,258
特定取引資産	28,303	債券貸借取引受入担保金	14,425
金銭の信託	907	特定取引負債	9,100
有価証券	1,427,948	借 用 金	30,155
貸出金	3,964,540	外 国 為 替	1,269
外国為替	15,879	そ の 他 負 債	84,164
リース債権及びリース投資資産	76,544	退職給付引当金	14,810
その他資産	87,358	睡眠預金払戻損失引当金	255
有形固定資産	37,121	偶発損失引当金	886
無形固定資産	5,731	特別法上の引当金	10
繰延税金資産	4,493	繰延税金負債	2,408
支払承諾見返	41,891	負 の の れ ん	528
貸倒引当金	107,037	支 払 承 諾	41,891
投資損失引当金	665	負債の部合計	5,594,489
		（純資産の部）	
		資 本 金	52,243
		資 本 剰 余 金	30,233
		利 益 剰 余 金	298,296
		自 己 株 式	6,446
		株 主 資 本 合 計	374,326
		その他有価証券評価差額金	61,979
		繰延ヘッジ損益	1,314
		為替換算調整勘定	613
		評価・換算差額等合計	62,681
		新株予約権	65
		少数株主持分	14,367
		純資産の部合計	451,441
資産の部合計	6,045,930	負債及び純資産の部合計	6,045,930

中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		87,376
資 金 運 用 収 益	48,583	
(うち貸出金利息)	(37,810)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,462)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	10,333	
特 定 取 引 収 益	626	
そ の 他 業 務 収 益	24,586	
そ の 他 経 常 収 益	3,244	
経 常 費 用		71,837
資 金 調 達 費 用	6,094	
(うち預金利息)	(4,885)	
役 務 取 引 等 費 用	2,643	
そ の 他 業 務 費 用	22,373	
営 業 経 費	34,355	
そ の 他 経 常 費 用	6,370	
経 常 利 益		15,539
特 別 利 益		52
特 別 損 失		204
税金等調整前中間純利益		15,387
法人税、住民税及び事業税		4,536
法人税等調整額		1,621
法人税等合計		6,157
少数株主利益		1,008
中間純利益		8,220

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	2年～50年
そ　　他	1年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等

に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用又は収益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金10百万円であり、有価証券またはデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び

通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

国内の連結される子会社及び子法人等は、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く)

4,691 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,137 百万円、延滞債権額は 132,764 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 371 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,812 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 198,085 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,032 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、57,027 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金(その他資産) 400 百万円

有価証券 296,563 百万円

担保資産に対応する債務

預金 32,756 百万円

コールマネー及び売渡手形 中間連結会計期間末残高は
ありません

債券貸借取引受入担保金 14,425 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 113,761 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 5 百万円、保証金は 1,121 百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,295,394 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 1,092,157 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由

があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 66,687 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は28,600百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 832円10銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,206百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 15円65銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 15円64銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	4,995	5,012	17

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	108,089	206,185	98,096
債券	923,897	933,164	9,267
国債	619,861	623,736	3,874
地方債	77,971	79,998	2,027
社債	226,065	229,429	3,364
その他	243,473	239,849	3,624
うち外国証券	221,097	220,091	1,005
合計	1,275,460	1,379,200	103,740

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,485百万円（うち、株式467百万円、その他1,018百万円）であります。

なお、当中間連結会計期間末日における時価が帳簿価額に対し50%以上下落している銘柄すべてを減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の場合は、当中間連結会計期間末日前6カ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式等 出資金	4,688
その他有価証券 非上場株式	10,294
非上場事業債	29,000

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 33 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 21 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	普通株式 135,900 株
付与日	平成 21 年 7 月 27 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 21 年 7 月 28 日～平成 46 年 7 月 27 日
権利行使価格(注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価(注 2)	512 円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株あたりに換算して記載しております。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率 13.72%